

奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援事業 業務委託仕様書

第 I 章 一般事項

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1. 目的

本市は大阪や京都のベッドタウンであり、若者が「しごと」を大都市に求めて県外へ流出することが、地方創生を進める上での課題の一つになっている。若者の地域定着や地域経済のイノベーションを起こすためには、継続的に新たなプレーヤーをその地域内で生み出す仕組みが重要である。そのためには、地域に好影響をあたえる起業家や起業マインドを持った人材（以下「起業家等」という。）に加え、起業家等を支援する人材や、これらの取り組みに関心・関与がある人口を持続的に創出し、さらには成長した起業家が次の起業家を育成するような循環型の起業家育成のサイクル（奈良市ベンチャーエコシステム）の整備が必要となる。

本仕様書は、本市の創業支援施設であるきらっ都・奈良を核として、奈良市ベンチャーエコシステムの構築を目的とする事業について、基本的な事項を定めるものとする。なお、ここに明記していない事項であっても、目的達成上必要と認められるものは、実施事業者の責任において実施することとする。

2. 適用範囲

本仕様書は、本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

3. 適用基準等

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、規則、細則、通知、通達および条例等を遵守しなければならない

4. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

5. 著作物の使用等

(1) 受託者は本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理しなければならない。

6. 賠償責任

- (1) 受託者は、本業務の履行により生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切処理し、その損害を賠償すること。
- (2) 業務上の瑕疵により生ずる損害賠償及び補償等に対応できるよう、業務遂行にあたって想定されるリスクを担保するに足るだけの適切な保険等に受託者の負担において加入すること。

7. 統括責任者

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、統括責任者を定め、本市に届け出るものとし、本業務全般にわたり業務管理を行わなければならない。

8. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を処理するために個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則に基づく個人情報取扱特記事項等の個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、その漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を履行するために用いた資料及びその結果などの電子計算機に入力されている情報について、委託者の承諾を得ずに第三者のために転写、複写、閲覧又は貸出等をしてはならない。
- (3) 受託者は、業務履行後、委託者の指示により保管を要するものを除き、その資料、結果等を抹消、焼却及び切断等、再生使用不能の状態に処分しなければならない。
- (4) その他必要に応じて、本市と協議の上、個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

9. 打合せ等

- (1) 受託者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行い、本業務を遂行するものとし、本市担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。
- (2) 本業務の進め方、進捗状況等について、統括責任者は本市と連携し情報共有を図りながら適切に遂行するため、原則月1回程度、本市担当者と定期的な打合せを行うこと。なお、受託者の責任において会議録を作成すること。
- (3) 受託者は事業計画書を策定し、委託契約締結後、速やかに本市へ提出するものとする。

10. 施設の概要

- (1) 施設名称 きらっ都・奈良

- (2) 所在地 奈良市橋本町3-1
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階、屋上
- (4) 建物規模 敷地面積 395.49 m²、延床面積 1229.37 m²の一部
- (5) 開所年月 平成 3年 6月 建築
 その他改修 平成24年10月 一部改修
 平成27年 8月 一部改修
- (6) 現状のきらっ都・奈良各階用途・機能

1階	ショップ型インキュベーション・チャレンジショップ（10区画）
2階	コワーキングスペース
3階	貸会議室（1室）、貸オフィス（3室）、倉庫
4階	貸会議室（1室）、オフィス系インキュベーション（6区画）
地下1階	倉庫

1.1. 予算

本業務における予算の上限金額は次のとおり（消費税および地方消費税を含む。）

総額：81,300,000円

（内訳）

令和元年度	①創業支援事業経費	19,800,000円
	②創業支援施設機能強化整備（①を除く）	28,000,000円
令和2年度	③創業支援事業経費	21,000,000円
令和3年度	④創業支援事業経費	12,500,000円
計		81,300,000円

※上限金額については、総額のみではなく、各年度の事業ごとで超えてはならない。

※令和2年度以降の予算額については、市議会における議決を経て決定する。

1.2. 施設の運営に関する経費について

受託者は、本業務の委託契約とは別に、建物賃貸借契約（別紙3参照）及び光熱費等の諸契約の締結等を受託者の負担において行うこと。（別紙4参照）

第Ⅱ章 提案内容

1. 実施体制

受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えなければならない。

2. 企画提案の内容

(1) きらっ都・奈良の管理・運営体制の構築

- ・創業や経営にあたっての相談ができるワンストップ相談窓口を開設し、起業家等や起業希望者（学生も含む）に対して、経営ノウハウの蓄積や販路拡大、ネットワークの構築などを促進し、起業家等に対して総合的な支援体制を構築する。
- ・以下に示す（2）から（5）の業務内容を実施することで、主にはアリーステージの起業家の発掘を行い、すでに起業している起業家・経営者や専門家などから、実経験に即したアドバイスを継続的に受けることができる場を提供する。
- ・コワーキングスペースや貸会議室・貸オフィスの業務なども含めた、施設全体のマネジメントを行うこと。
- ・利用者のニーズに沿うような開館日数・開館時間とすること。
- ・施設のマネジメントに当たっては、施設利用を広く促進するとともに、管理コストの適正化と収支の健全化を図り、委託事業終了後の継続や自立的な運営を目指すこと。

(2) きらっ都・奈良の環境整備と機能強化に係る業務

- ・きらっ都・奈良が、起業のアイデアの種を生み出すような地域連携のハブ機能を有する施設になることを目的とし、起業家等だけでなく、会社員、各種団体、研究者、学生や地域住民など多様なバックグラウンドを持った人材が日常的に集まり、国籍・性別・年齢・職位を越えて日常的に交流し融合できる『共創空間』と『機会』を提供すること。
- ・開放的で利用者の作業効率がよく、なおかつ利用者同士のコミュニケーションやイノベーションの創出が活性化される室内空間、デザインを実装すること。
- ・起業家等が拠り所とする空間を施設内に整備すること。
- ・機能強化整備については1階2階を主とするが、施設全体の将来的な活用を見据えて建物全体の機能強化整備（電気・IT環境等も含める）を提案内容に含めても構わない。
- ・機能強化整備については、現行の利用者や会員に一定配慮した計画とし、図面や工程表、見積明細等を市に提出し合意を得たうえで、令和元年11月15日（金）以降に着手すること。なお、機能強化整備に着手するまでは、原則として、利用者に対して現行の運用形態を維持すること。

(3) ビジネス創出業務

- ・多様な人材がきらっ都・奈良に集い、本市の社会的課題の解決法や、地域の資源の新たな活用方法、新たなアイデア・ビジネスの種、奈良の魅力の深堀・発見など、「奈良だからこそ実現できる起業」のヒントになるシーズ発掘やイノベーションの創出の

場となる仕掛けを作ること。基本的な実施場所はきらっ都・奈良で実施するが、必要に応じて関連する施設を活用しても構わない。

- ・奈良商工会議所をはじめとした、市内の経済団体や金融機関などと連携し、総合的な創業支援体制の構築を本市とともに取り組むこと。
- ・起業家や起業希望者が本市での起業のヒントになるシーズに出会い、ビジネスプランの策定など、実際に起業に向けた行動を起こすことができる仕掛けを作ること。

(4) 起業準備者や起業無関心層の支援に関する業務

- ・創業機運醸成プロジェクト

起業に関心の薄い学生や県外（首都圏を含む）の若者を対象に、奈良で起業することの創業機運を高めるプロジェクトの開催を企画すること。方法としては、きらっ都・奈良を拠点として実施するが、五感を使って奈良のまちを体験・体得し、奈良を活かした起業に結び付けるため、市内外をフィールドワークするなど、座学のみではないプロジェクトとすること。

- ・本市で別途実施予定の「成長志向起業家育成プロジェクト」(NARA STAR PROJECT) との連携を図ること。

(5) 情報発信

- ・Web サイトや SNS、関連する支援機関との連携などによる情報発信体制を構築し、本市および他の関連機関のイノベーション創出に向けた取り組みを情報発信し、市内外を問わず、起業家マインドを持った人材の取り込みに努めること。
- ・きらっ都・奈良そのものや、きらっ都・奈良を核とした起業家育成・支援の活動について広く情報発信し、イノベーション創出に取り組む場としての本市の知名度の向上を図る。
- ・きらっ都・奈良を訪れる起業家等に対して、きらっ都・奈良の取り組みや成功事例、関係人口を紹介することで、きらっ都・奈良活用のモチベーションを高め、起業家マインドの一層の醸成を図る。

3. 成果目標

本事業は3年間の実施を予定しており、事業完了時の目標数を以下のとおり設定する。

(1) 市内での創業者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
100名	120名	144名

(2) 創業支援拠点施設における起業家等及び関係人口を対象とした事業実施数（本市事業分を除く）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
7事業	17事業	24事業

(3) コワーキングスペース会員の増加数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1名	10名	10名

(4) 創業機運醸成に係る事業等(2(4)に記載する事業を含む)、本事業に参加した学生数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
—	12名	12名

4. 成果物

令和元年度から令和3年度の各年度末に、次の成果物を納品するものとする。

(1) 成果物一覧

- ・ きらっ都・奈良の機能強化についての報告書(強化の前後がわかるように)
- ・ 業務報告書(実施事業に関する資料、成果一覧、出席者などを含む)
- ・ ハードウェアの整備に関する図面等一式(初年度のみ)
- ・ 収支決算書
- ・ 打ち合わせ議事録
- ・ その他、業務によって得られた資料一式
- ・ 上記の電子データ(CD-R若しくはDVD)と紙媒体

(2) 納品場所

奈良市 観光経済部 産業政策課

5. 業務完了後の提出書類

- ・ 事業完了届
- ・ 成果物一式
- ・ 請求書・領収書
- ・ 事業の終了後の運営に関する提案書
- ・ その他委託者が必要と認める書類

6. その他留意事項

- ・ 本事業がきらっ都・奈良を拠点とした創業支援事業であることから、整備に関するハードウェアの事業と起業家の育成に係るソフトウェアの事業とがリンクした提案を行うこと。
- ・ 本業務の実施にあたり、必要となるスタッフ等を確保し、業務を適正に実施するための業務実施体制を構築すること。業務体制は、外部人材等の適時・適切な活用により、柔軟で効果的・効率的な事業推進が可能な体制とすること。
- ・ 本業務の仕様は、現在発注者が最低限必要と考えているものである。受託者の専門

的立場から、効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

- ・きらっ都・奈良の貸会議室利用料や入居者の利用料など運営収入の積極的な確保に努め、交付金事業の終了後においても、今後の施設の財政的に健全な運営と、起業家の誘致推進に繋げること。
- ・本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託業者を発注者に書面で提示し、了承を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
- ・財産価値が生じる備品の購入を行う場合は、事前に本市に連絡し、帰属等について協議すること。現状のきらっ都・奈良にある備品を活用すること。
- ・受託者は、会計に関する記録・書類などの諸記録を整理し、事業年度終了後は10年間保存すること。
- ・本業務の実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守し、適正な運営に努めること。
- ・障害のある人が、障害のない人と同等の機会が確保できるように、環境整備に努めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、奈良県が定めた「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に準じて合理的な配慮の提供に努めること。
- ・本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、国の求めに応じて追加資料の提出を依頼することがある。
- ・本事業による持続的・循環的な地域づくりを推進するために、国や県、市町村などが実施する他の事業との連携を図っても構わない。
- ・本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。